

第4-(6)号様式

付表2-2 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表
〔経過措置対象課税資産の譲渡等を含む課税期間用〕

一般

課税期間		・	・	・	・	氏名又は名称		
項目		税率3%適用分	税率4%適用分	税率6.3%適用分	旧税率分小計X			
		A	B	C	(A+B+C)			
課税売上額(税抜き)	①				※付表2-1の①A欄へ			
免税売上額	②							
非課税資産の輸出等の金額、 海外支店等へ移送した資産の価額	③							
課税資産の譲渡等の対価の額(①+②+③)	④				(①表①の④B欄の金額)			
課税資産の譲渡等の対価の額(④の金額)	⑤							
非課税売上額	⑥							
資産の譲渡等の対価の額(⑤+⑥)	⑦							
課税売上割合(④/⑦)	⑧							
課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑨							
課税仕入れに係る消費税額	⑩							
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置の適用を受ける課税仕入れに係る支払対価の額(税込み)	⑪				※付表2-1の⑪A欄へ			
適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る経過措置により課税仕入れに係る消費税額とみなされる額	⑫				※付表2-1の⑫A欄へ			
特定課税仕入れに係る支払対価の額	⑬				※⑬及び⑭の欄へ			
特定課税仕入れに係る消費税額	⑭							
課税貨物に係る消費税額	⑮							
納税義務の免除を受けない(受ける)こととなった場合における消費税額の調整(加算又は減算)額	⑯							
課税仕入れ等の税額の合計額 (⑩+⑫+⑬+⑭+⑮+⑯)	⑰							
課税売上高が5億円以下、かつ、 課税売上割合が95%以上の場合 (⑰の金額)	⑱							
課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満の場合	⑱のうち、課税売上げにのみ要するもの				※付表2-1の⑱A欄へ			
	⑱のうち、課税売上げと非課税売上げに共通して要するもの				※付表2-1の⑱B欄へ			
	個別対応方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱+⑲×④/⑦)				※付表2-1の⑱C欄へ			
	一括比例配分方式により控除する課税仕入れ等の税額 (⑱×④/⑦)				※付表2-1の⑱D欄へ			
課税売上割合変動時の調整対象固定資産に係る消費税額の調整(加算又は減算)額	⑳							
調整対象固定資産を課税業務用(非課税業務用)に転用した場合の調整(加算又は減算)額	㉑							
居住用賃貸建物を課税賃貸用に供した(譲渡した)場合の加算額	㉒							
控除対象仕入税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がプラスの時	㉓	※付表1-2の⑳A欄へ	※付表1-2の⑳B欄へ	※付表1-2の⑳C欄へ	※付表2-1の⑳A欄へ			
控除超過大調整税額 [(⑱、⑲又は⑳の金額)±㉑±㉒+㉓]がマイナスの時	㉔	※付表1-2の㉑A欄へ	※付表1-2の㉑B欄へ	※付表1-2の㉑C欄へ	※付表2-1の㉑A欄へ			
貸倒回収に係る消費税額	㉕	※付表1-2の㉒A欄へ	※付表1-2の㉒B欄へ	※付表1-2の㉒C欄へ	※付表2-1の㉒A欄へ			

【No.99】 令和5年10月1日以後に行った課税資産の譲渡等に係る課税標準額に対する消費税額(売上税額)について、付表1-2②のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、同日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.100】 令和5年10月1日以後に行った課税仕入れに係る消費税額(仕入税額)について、⑩のA欄、B欄、C欄の金額を適格請求書に記載のある消費税額を積み上げて計算する方法(積上げ計算)により計算している場合、適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける仕入税額について、⑫のA欄、B欄、C欄の金額を適用税率ごとの取引総額を割り戻して計算する方法(割戻し計算)により計算していませんか。

【No.101】 課税売上高が5億円超又は課税売上割合が95%未満であるにもかかわらず、課税仕入れに係る消費税額を全額控除していませんか。

注 1 金額の計算については、1円未満の端数を切り捨てる。
2 旧税率が適用された取引がある場合は、当該付表を作成してから付表2-2を作成する。
3 ①、②及び③の金額は、付表2-1のF欄を引算した後に記載する。
4 ⑤、⑥及び⑦の欄には、引算、割戻し、割戻しなど仕入対価の取戻等の金額がある場合(仕入対価の取戻等の金額を仕入金額から直接減額している場合を除く。)には、その金額を控除した後の金額を記載する。
5 ⑧及び⑨欄の経過措置とは、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)別則第22条又は第23条の適用がある場合をいう。